



カトーレックグループ

サプライチェーン CSR調達 ガイドライン

2025 年 2 月 1 日制定

カトーレック株式会社

はじめに

カトーレックグループ（以下当社と記す）は「環境、社会、企業統治」の3つの側面で、良き企業市民としての責任を果たしたいと考え、企業行動憲章を制定し事業活動を進めております。これに基づく「調達方針」に賛同していただくことを前提に、当社は購入先様と、人権尊重・安全な職場環境・環境への配慮など、CSRに関する項目を含む取引基本契約を締結しています。また取引姿勢・品質・納期・コストの評価結果に加え、社会的責任を果たされている購入先様と当社は取引を行うよう努めるとともに、購入先様のご協力を頂きながら、持続可能なサプライチェーンの構築に取り組んでおります。ここに「カトーレックグループ サプライチェーン CSR調達 ガイドライン」を発行いたします。本ガイドラインでは社会から共通して求められているCSR項目を取り上げて明確にしており、本ガイドラインに沿って推進頂きますよう、一層のご理解とご協力をお願いします。

＊本ガイドラインは、一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）発行の「責任ある企業行動ガイドライン」に準拠しています。

調達方針

1. 公平公正な取引

全ての企業に公平な機会を提供し、品質、納期、コストなどを公正に評価し、相互信頼に基づいた調達活動を行います。

2. 法令遵守

国際的な原則を尊重し、事業活動を行う国や地域の法律、その他社会規範を遵守し、正当な取引を行います。

3. 環境保護

環境保全と環境負荷低減につながるグリーン調達活動に努めます。

4. CSR 調達の推進

持続可能な社会の実現に向けて、取引先企業と協力してCSR活動の推進に努めます。

目次

はじめに	1
調達方針	1
第1部 行動規範.....	4
1.法令遵守・国際規範の尊重.....	4
2.人権・労働.....	4
(1) 強制的な労働の禁止.....	4
(2) 児童労働の禁止、若年労働者への配慮	4
(3) 労働時間への配慮	4
(4) 適切な賃金と手当	4
(5) 非人道的な扱いの禁止.....	4
(6) 差別の禁止	4
(7) 結社の自由、団体交渉権	5
3.安全衛生.....	5
(1) 労働安全.....	5
(2) 緊急時への備え	5
(3) 労働災害・労働疾病.....	5
(4) 産業衛生.....	5
(5) 身体的負荷のかかる作業への配慮.....	5
(6) 機械装置の安全対策.....	5
(7) 施設の安全衛生	5
(8) 安全衛生のコミュニケーション	6
(9) 労働者の健康管理	6
4.環境	6
(1) 環境許可と報告	6
(2) エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減.....	6
(3) 大気への排出.....	6
(4) 水の管理.....	6
(5) 資源の有効活用と廃棄物管理	6
(6) 化学物質管理.....	6
(7) 製品含有化学物質の管理	7
5.公正取引・倫理.....	7
(1) 腐敗防止.....	7
(2) 不適切な利益供与および受領の禁止	7

(3) 適切な情報開示	7
(4) 知的財産の尊重	7
(5) 公正なビジネスの遂行	7
(6) 通報者の保護	7
(7) 責任ある鉱物調達	7
6.品質・安全性	8
(1) 製品の安全性の確保	8
(2) 品質管理	8
(3) 正確な製品・サービス情報の提供	8
7.情報セキュリティ	8
(1) サイバー攻撃に対する防御	8
(2) 個人情報の保護	8
(3) 機密情報の漏洩防止	8
8.事業継続計画	8
(1) 事業継続計画の策定と準備	8
第2部 管理体制の構築	9
A.マネジメントシステムの構築	9
B.サプライヤーの管理	9
C.適切な輸出入管理	9
D .苦情処理メカニズムの整備	9
E.取り組み状況の開示	9

第1部 行動規範

1. 法令遵守・国際規範の尊重

自国および事業を行う国／地域の適用される法規制を遵守するのみならず、国際行動規範を尊重します。

2. 人権・労働

関連法規制を遵守することのみならず、ILO（国際労働機関）中核的労働基準を含む国際的な人権基準を参照し、労働者の人権を尊重します。

(1) 強制的な労働の禁止

強制、拘束、非人道的な囚人労働、奴隷制または人身売買によって得られた労働力を用いることはしません。また、すべての就業を強制することなく、労働者の離職や雇用を自ら終了する権利を守ります。

(2) 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

最低就業年齢に満たない児童に労働させません。また、18歳未満の若年労働者を夜勤や残業など、健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させません。

(3) 労働時間への配慮

労働者の働く地域の法規制上定められている限度を超えて労働させてはならず、国際的な基準を考慮した上で労働者の労働時間・休日を適切に管理します。

(4) 適切な賃金と手当

労働者に支払われる報酬（最低賃金、残業代、および法的に義務付けられた手当や賃金控除を含む）に、適用されるすべての法規制を遵守します。

また、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金（生活賃金）の支払いに配慮します。

(5) 非人道的な扱いの禁止

労働者の人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメントなどの非人道的な扱い、ならびにそのような可能性のある行為を労働者に対して行いません。また、労働者に提供する寮には、個人的な所有物や貴重品を保管できる設備、および適切に出入りできる十分な広さの個人スペースを確保します。

(6) 差別の禁止

差別およびハラスメントを行ってはなりません。また、労働者からの宗教上の慣習に関わる要望に対して、適切な範囲で配慮します。

(7) 結社の自由、団体交渉権

現地の法規制を遵守した上で、労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての労働者の団結権を尊重します。

3. 安全衛生

関連法規制を守るのみならず、ILO（国際労働機関）の安全衛生ガイドラインなどに留意し、労働者の業務に伴う怪我や心身の病気を最小限に抑え安全で衛生的な作業環境を整える取り組みを行います。

(1) 労働安全

職務上の安全に対するリスクを特定・評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保します。特に妊娠中の女性および授乳期間中の母親への合理的な配慮をします。

(2) 緊急時への備え

人命・身体の安全を損なう災害・事故などの緊急事態に備え、発生の可能性も含めて特定し、労働者および資産の被害が最小限となる緊急対策時の行動手順の作成、必要な設備などの設置、災害時にその行動がとれるように教育・訓練を行います。

(3) 労働災害・労働疾病

労働災害および労働疾病の状況を特定・評価・記録・報告し、適切な対策および是正措置を講じます。

(4) 産業衛生

職場において、有害な生物的・化学的・物理的な影響に労働者が曝露するリスクを特定・評価し、適切な管理を行います。

(5) 身体的負荷のかかる作業への配慮

身体的に負荷のかかる作業を特定・評価のうえ、労働災害・労働疾病につながらないように適切に管理します。

(6) 機械装置の安全対策

労働者が業務上使用する機械装置について安全上のリスクがないか評価し、適切な安全対策を実施します。

(7) 施設の安全衛生

労働者の生活のために提供される施設（寮・食堂・トイレなど）の安全衛生を適切に確保します。また、寮では、緊急時の適切な非常口を確保します。

(8) 安全衛生のコミュニケーション

労働者が被る可能性のある職務上の様々な危険について、適切な安全衛生情報の教育・訓練を労働者が理解できる言葉・方法で提供します。また、労働者から安全に関わる意見をフィードバックする仕組みを構築します。

(9) 労働者の健康管理

全ての従業員に対し、適切な健康管理を行います。

4. 環境

資源の枯渇や気候変動、環境汚染などの地球環境問題に積極的に取り組むとともに、関係する地域の人々の健康と安全の確保を考慮した地域の環境問題に配慮します。

(1) 環境許可と報告

事業の所在地の法規制に従い、事業に必要な許認可・承認を取得し、登録・報告を行います。

(2) エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減

エネルギー効率改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量の継続的削減活動に取り組みます。

(3) 大気への排出

関連する法規制を遵守し、有害な物質の大気への排出を削減するための適切な対策を実施します。

(4) 水の管理

法規制を遵守し、使用する水の水源、使用、排出をモニタリングし、節水に取り組みます。あらゆる廃水は、排出または廃棄する前に、必要に応じて特性を示し、監視、制御、処理を実施します。また、水汚染を発生させる可能性のある汚染源を特定し、適切な管理を行います。

(5) 資源の有効活用と廃棄物管理

法規制を遵守し適切な管理を行うことにより、リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進し、資源の有効活用を図り、廃棄物の発生を最低限に抑えるよう努めます。

(6) 化学物質管理

法規制を遵守し、人体や環境に対して危険をもたらす化学物質およびその他の物質は、特定、表示、および管理を行い、安全な取り扱い、移動、保存、使用、リサイクルま

たは再利用、および廃棄が確実に実施されるよう管理します。

(7) 製品含有化学物質の管理

製品に含まれる特定の物質の使用禁止または制限に関して適用される、すべての法規制および顧客要求を遵守します。

5. 公正取引・倫理

法令遵守のみならず、高い水準の倫理感に基づき事業活動を行います。

(1) 腐敗防止

あらゆる種類の贈収賄、腐敗、恐喝、および横領などはいけません。

(2) 不適切な利益供与および受領の禁止

賄賂その他の不当または不適切な利益を得る手段としての約束、申し出、許可を提供または容認しません。

(3) 適切な情報開示

適用される法規制と業界の慣例に従って、労働、安全衛生、環境活動、事業活動、組織構造、財務状況、業績に関する情報を適時・適切に開示するよう努めます。記録の改ざんや虚偽の情報開示を容認することはありません。

(4) 知的財産の尊重

知的財産権を尊重し、技術やノウハウの移転は、知的財産が守られた形で行います。また、顧客およびサプライヤーなどの第三者の知的財産についても保護します。

(5) 公正なビジネスの遂行

公正な事業、競争、広告を行います。

(6) 通報者の保護

通報に係る情報に関する機密性、並びに通報者の匿名性を保護し、通報者に対する報復を排除します。

(7) 責任ある鉱物調達

製造している製品に含まれるタンタル、錫、タングステン、および金などの鉱物が、紛争地域および高リスク地域で深刻な人権侵害、環境破壊、汚職、紛争などを引き起こす、またはそれらに加担していないか合理的・継続的に確認します。

6. 品質・安全性

提供する製品やサービスの安全性ならびに品質の確保を行い、正確な情報を提供します。

(1) 製品の安全性の確保

製品が各国の法令などで定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たします。

(2) 品質管理

製品・サービスの品質に関して適用される、すべての法規制を遵守するのみならず、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守します。

(3) 正確な製品・サービス情報の提供

製品・サービスに関する、正確で誤解を与えない情報を提供します。

7. 情報セキュリティ

機密情報や個人情報の漏洩を防止し、情報セキュリティの強化を図ります。

(1) サイバー攻撃に対する防御

サイバー攻撃などからの脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害が生じないように管理します。

(2) 個人情報の保護

サプライヤー、顧客、消費者、従業員など全ての個人情報について、関連する法規制を遵守し、適切に管理・保護します。

(3) 機密情報の漏洩防止

自社のみならず、顧客や第三者から受領した機密情報を、適切に管理・保護します。

8. 事業継続計画

大規模自然災害などによって自社もしくは自社の取引先が被災した場合に、自社が供給責任を果たすために、いち早く生産活動を再開できるよう準備します。

(1) 事業継続計画の策定と準備

事業継続を阻害するリスクを特定・評価し、事業への影響の精査と中長期的に必要な事前対策、その取り組み状況をまとめた事業継続計画（BCP）を策定します。

第2部 管理体制の構築

A. マネジメントシステムの構築

第1部行動規範の遵守を実現するために、マネジメントシステムを構築します。

B. サプライヤーの管理

第1部行動規範の要求事項をサプライヤーに伝達し、サプライヤーの規範の遵守を監視するプロセスを構築します。

C. 適切な輸出入管理

法令などで規制される技術や物品の輸出入に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出入手続きを行います。

D. 苦情処理メカニズムの整備

自社およびサプライチェーンの不正行為を予防するため、労働者やサプライヤーなどを含むステークホルダーが利用可能な苦情処理メカニズムを構築します。

E. 取り組み状況の開示

本ガイドラインに対する取り組み、および関連する法規制に基づく情報開示を適切に行います。